

Title	株主総会における資本多数決の濫用：フランス法とその示唆
Author(s)	清弘, 正子
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.11501/3155521">https://doi.org/10.11501/3155521</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	清 弘 正 子
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 14770 号
学位授与年月日	平成11年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 国際公共政策研究科比較公共政策専攻
学位論文名	株主総会における資本多数決の濫用 ——フランス法とその示唆——
論文審査委員	(主査) 教授 江口 順一  (副査) 教授 床谷 文雄 教授 吉本 健一

### 論文内容の要旨

本論文は、株主総会および有限会社の社員総会における資本多数決濫用という問題について、フランス法に関する研究を中心に考察している。

わが商法の適用上、現在のところ、多数決濫用理論とはいかなる理論であるのかが、明確にされてはならず、資本多数決濫用の意義ですら、その射程範囲はあいまいとなっている。今後の資本多数決濫用研究がなされる上で、資本多数決濫用の意義を明らかにすること、そのために、多数決濫用理論の理論構成自体を論じることが必要であるとの観点から、本論文は、資本多数決濫用の研究が発展しているフランス法を研究対象として取り上げ、その理論構成を考察することによって、わが国多数決濫用理論研究に対する示唆を得ようとするものである。

フランス法においては、何をもちて資本多数決濫用決議とするかにつき、明確な定義が確立されており、また現行法上、資本多数決濫用がいかなる法文に服すべきかということも、明らかとなっている。さらに、フランス資本多数決濫用研究上存在する「少数派による資本多数決濫用」という概念に着目した。この問題は、わが国では法律上想定されておらず、またほとんど議論もなされていない。この少数派による資本多数決濫用という概念と、従来から議論のなされている多数派社員による資本多数決濫用とをあわせて議論することによってこそ、はじめて資本多数決濫用という概念をいかに捉えるべきかという問題を論じることができると考える。

本論文は、第1章では、フランスにおける資本多数決濫用理論の発展と現在の理論を述べており、第2章では、フランスの多数派社員による多数決濫用について、第3章では少数派社員による資本多数決濫用理論について、とくにその定義・要件と制裁に関しそれぞれ、フランスでこの理論の発展に指導的役割を果たしてきた判例を中心に考察し、第4章では、わが国の資本多数決濫用理論につき、フランス法と比較し、検討を行い、わが国における資本多数決濫用概念は、広い範囲をカバーするものであること、したがって多数決濫用決議という概念の範囲内であっても、瑕疵の大きさないし重さの相違から、その効果についても、異なるべきであることを論じた。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、株式会社制度及び有限会社制度における株主総会ないし社員総会を対象として、いわゆる資本多数決濫

用理論に関する諸問題を特にフランス会社法の研究を中心としつつ、比較法的に考察しているものである。本論文においては、資本多数決濫用の概念についてフランス法における理論構成を明確に捉えていること、フランス法の判例研究を通じて、多数派の資本多数決濫用の問題のみならず、わが国ではほとんど議論されてきていない「少数派による資本多数決濫用」という概念に着目して詳細に論述していること、わが商法における資本多数決濫用理論の適用上の問題点についても示唆するところが少なくないことなどから見て、今後の会社法における理論的・実務的論争に貢献するところが大きいと思われる。多数決濫用の法理論については尚議論の余地が多いが、本研究がその中でも先駆的価値を有し、新しい問題提起を行っていることは高く評価出来るところであり博士の学位を授与するに値するものと考えられる。